

官報

号外 平成九年六月六日

○第百四十回 衆議院會議録 第四十三号

平成九年六月六日(金曜日)

議事日程 第二十九号

平成九年六月六日

午後一時開議

- 第一 市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案(第百三十九回国会、河村たかし君外四名提出)
- 第二 非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出)
- 第三 市民活動促進法案(第百三十九回国会、熊代昭彦君外四名提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案(第百三十九回国会、河村たかし君外四名提出)
- 日程第二 非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出)
- 日程第三 市民活動促進法案(第百三十九回国会、熊代昭彦君外四名提出)

午後一時四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

- 日程第一 市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案(第百三十九回国会、河村たかし君外四名提出)
- 日程第二 非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出)
- 日程第三 市民活動促進法案(第百三十九回国会、熊代昭彦君外四名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案、日程第二、非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案、日程第三、市民活動促進法案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長伊藤忠治君。

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案及び同報告書
非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案及び同報告書
市民活動促進法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔伊藤忠治君登壇〕

○伊藤忠治君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、河村たかし君外四名提出の市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案は、市民公益活動を行う団体に対して法人格を付与すること等の措置を講じ、もって多様な価値観を有する住民が地域社会の構成員としての自覚と責任に基づいて、公益の増進及び地域社会の特色ある発展に貢献する多面的な社会の実現に寄与しようとするものであります。

次に、木島日出夫君外二名提出の非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案は、営利を目的としない自主的な民間団体すべてに対して法人格を付与すること等により、その活動の健全な発達を促進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与しようとするものであります。

次に、熊代昭彦君外四名提出の市民活動促進法案は、市民活動を行う団体に対して法人格を付与すること等により、ボランティア活動を初めとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与しようとするものであります。

以上三法律案のうち、河村たかし君外四名提出の法律案及び熊代昭彦君外四名提出の法律案は、第百三十九回国会に提出され、また、木島日出夫君外二名提出の法律案は、去る五月二十二日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、五月二十八日と二十九日の両日提出者からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、六月二日には大阪府へ委員を派遣し、いわゆる地方公聴会を、翌三日には中央公聴会を開催いたしました。

また、六月四日には、熊代昭彦君外四名提出の法律案に対し、御法川英文君外三名から活動分野の範囲をより広げること等を内容とする修正案が提出され、翌五日には、河村たかし君外四名提出

の法律案に対し、河村たかし君から民間公益法人の定義規定の見直し等を内容とする修正案が提出され、提出者からそれぞれ趣旨説明を聴取した後、両修正案について質疑を行うなど、各提出者に対して各委員からの熱心な質疑が連日広範多岐にわたって行われ、極めて慎重な審査を行ってまいりました。

その質疑の主な内容は、法人の設立要件を限定することの是非、法人格の付与の範囲、民法の公益法人その他非営利法人との関係、NPOの活動資金のあり方、税制上の優遇措置等の必要性、行政の関与のあり方などでありましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

以上のような経過を経まして、昨日質疑終局の動議が提出され、これを可決いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、河村たかし君外四名提出の市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案に対する修正案及び原案並びに木島日出夫君外二名提出の非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案はいずれも賛成多数をもって否決され、熊代昭彦君外四名提出の市民活動促進法案に対する修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、市民活動促進法案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、市民活動促進法案に対し、税制等を含めた見直し等を内容とする二項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。河村たかし君。

〔河村たかし君登壇〕

○河村たかし君 河村たかしでございます。新進黨を代表して、以下に述べた理由により、与党案及び四党修正案について反対する立場から、討論を行うものであります。(拍手)

NPOとは、国民が国家の成り立ちの中での社会的なものに自立的にどうかかわっていくかの社会の仕組みを考える、いわば市民社会の憲法と言え、極めて重要な法制度であります。そして、それは市民の自由、責任、競争という理念を基礎とする小さな政府、自由主義を支える理論なのであります。

しかるに、与党案は、市民が行政の下請となり、国民すべてをバケツリレーの国としてしまうような行政下請法案と言わざるを得ない、極めて本質的で危険な幾つかの問題点を内包してあります。現状では、NPO法案と言えらるものではないと断言します。

第一に、活動目的の限定についてであります。与党案は、NPOの活動目的を十二項目に限定してあります。結局、国の役人である経済企画庁長官がその十二項目に当てはまるかどうかを判断してしまふことになりまふ。

この点、新進党案においては、海外活動も自由にできますが、地域基盤性、コミュニティ振興を民法とのすみ分けの根拠としており、公益を目的とし、かつ非営利でありさえすれば、その活動内容には全く制限を設けておりません。多様な価値観に基づいた自主的、自立的なNPOが行政の関与、干渉を受けることなく健全に育っていくためには、活動目的の限定は決してあつてはならないこととて言えます。

第二に、政治・宗教活動の除外規定であります。抽象的に宗教活動、政治活動といひましても、その具体的な内容は多岐にわたります。どう考えても、実際に認証を行うに際して、当該団体の行っている活動の実態審査に踏み込まざるを得ないのではないのでしょうか。それでも、準則主義に近い認証制度と言えらるのでしょうか。許可そのものではないのでしょうか。

委員会審議の過程でも明らかにしましたように、市民活動は、多かれ少なかれ政治性を持つもの

のであります。実際に認証を行う際に、提案者が言われるように、政治上の施策はよいが主義は認められないなどという判断は、果たして可能なのでしょうか。民主主義を守るという活動を活動目的とするNPOは認められないという答弁に至つては、与党側はNPO法案を一体どのようなものとお考えなのか、全く理解できないのであります。一定の活動目的を内容とする団体を排除することは、NPO法案の精神と全く相入れないものであります。

第三に、税制上の措置についてであります。NPOにとつて、法人格の取得が重要であることは当然であります。それと並んで、産んだ子にミルクを与えるがごとく、財政上の基盤をNPOに与える仕組みが必須であります。NPOは公共サービスと競い合ひながら分担していく行政改革の中核たる社会的仕組みでありますから、NPOはみずからの事業収入のみではやっていけず、公的資金により活動資金を支えていくことが必須であります。

そして、補助金に依拠するのではなく、いいNPOへは寄附をするが努力をしないNPOへは寄附をしないという寄附金による競争原理の導入、補助金から寄附金への流れを起し……(発言する者あり)自民党の皆さん、聞いてください。橋本行革ビジョンの国民負担率を四五%に抑える唯一の切り札なのであります。

公聴会でも参考人の多くから、そして多くのNPOも寄附金控除を切望してあります。しかるに、与党案においては、NPOをめぐる税制をどのようなものにしていくか、法案においてその道筋が全く見えてこないのではありません。寄附金控除制度は脱税の温床との誤解があります。しかし、それは誤りです。公開性と税金の控除の申請が課税当局に届くことにより、課税当局はNPOの所得を捕捉し、したがって、かえって脱税を防止することになることが本当なのであります。新進党は、いわゆるNPO関連税制の法案一本

を既に国会に提出しており、これら三本の法案を合わせて初めて完全なNPO法案と考えておりますが、NPO関連税制の法案については、与党側の抵抗に遭つてまともに議論されておられません。こうしたことから考えると、与党側は本気でNPO税制をお考えになつていないと到底思えないのであります。

また、過日の税制検討を附則に入れることについて、与党側が、新進党も合意した理事会決定を覆し否定した前代未聞の点について、NPO税制には取り組まないことを証明したと言わざるを得ないのであります。寄附金控除のないNPOは、必然的に補助金漬けになり、行政の下請になつてしまふのであります。

第四に、主務官庁であります。複数の都道府県に事務所を置く団体についての所轄庁は、与党案では、経済企画庁としております。しかし、新進党は、その地域の有権者から直接選挙により選ばれた知事こそがNPO法制の主務官庁として最もふさわしいと考えており、こう考えてこそ、真の地方分権、真の地方自治が育っていくと考えております。

最後に、野党であることが本場に泣けるぐらい残念ですが、私も新進党こそが、真のNPOを日本社会の中に位置づけるために、他党に先駆けること二年、目的限定のない、そして活動資金としての税制制度をも整備したNPOのあるべき姿を具体的に示したすばらしい法律案を提案しております。

現在の与党案は、活動目的を限定していることと、活動資金について配慮していないことの二点について、現状では決定的に我が党案と哲学を異にしています。特に、税制すなわちNPOの活動資金について検討を始めるという最低限の国会の務めさえも条文で書けないでは、与党の法案は、無報酬のボランティアのみを対象とするか、もしくは補助金漬けの団体をつくつていくとしか理論的に考えられないのであります。

決して、まず一步、小さく産んで大きく育てることにはならないのであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 河村たかし君、申し合はせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願ひます。

○河村たかし君(続) 市民活動コントロール法案となる危険が大き過ぎ、そして一たんつくつてしまつた国家管理型システムは変更が不可能となりかねないということを、真のNPOの誕生を期待する国民の皆様、議員の皆様は心を含めて、心を込めて訴えたいと思ひます。

必ずや、新進党は真のNPOをつくつてまいります。強い決意を申し上げておきます。

以上、与党案及び四党提出の修正案の問題点を指摘し、これらの案に反対することを表明し、私の討論を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 赤城徳彦君。

○赤城徳彦君 私は、自由民主党、社会民主党、市民連合並びに新進党が三党を代表して、ただいま議題となりました市民活動促進法案に対して賛成の立場から、討論を行うものであります。(拍手)

現在、多くの市民活動を行う団体は、任意団体として活動しており、法人格がないことから、契約を結ぶことが困難であり、団体として不動産登記や銀行口座の開設が不可能であります。さらには、国際的に認められるリーガルステータスがなないため、国際的活動において不利な扱いを受け、また社会的信用を得にくいなど、活動上の障害が生じております。

この法律案は、市民活動を促進するための基盤整備の一環として、市民活動を行う団体に簡易迅速な手続のもとで広く法人格を付与することなどにより、ボランティア活動を初めとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進せんとするものであり、多くの市

民活動団体がその早期成立を心待ちにしてきたものであります。

さらに、内閣委員会においても、中央・地方公聴会を含め連日にわたる審議が行われましたが、そうした中から、事業活動分野の拡大や認証要件の緩和等を図る修正がなされ、より準則主義に近い内容となったことも、ほとんどの市民活動団体が容易に法人格を得られるものとして歓迎されるものであります。

また、本法附則において「三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるもの」とし、さらに内閣委員会での附帯決議において、税制等を含めた見直し等について二年以内に検討し結論を得るものとしております。本法の成立をファーストステップとして、今後とも、市民活動の実態を踏まえつつ、さらにその活動の促進を図っていくものであります。

この市民活動促進法案の成立により、全国各地、各分野で活動している市民活動団体の基盤が一層安定し、今後の少子・高齢化社会、国際化の進展などのもので、我が国が、より活力があり豊かな安心できる社会を構築していく上で、市民活動団体が重要な役割を果たしていくものと確信するものであります。

なお、新進党提出の市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案は地域を限定したものであること、共産党提出の非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案は民法及び他の法人制度の大幅改正が前提となることなど問題が多く、両法案とも反対をいたします。

以上、市民活動促進法案についての賛成討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 木島日出夫君。

○木島日出夫君 私は、日本共産党を代表して、与党三党提出の市民活動促進法案に対する反対の討論を行います。(拍手)

平成九年六月六日 衆議院会議録第四十三号

府、地方自治体など公的セクター、民間営利セクターと並んで重要な社会的役割を担いつつあることは、だれもが認めることであります。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスでは、民間非営利団体に対しては、いずれも、基本的に届け出のみによって法人格を取得でき、官による許可や介入の余地は全くありません。ところが、我が国の現行法は、非営利団体が法人格を取るためには、公益という特別な条件をつけられ、しかも主務官庁の許可が必要とされているのであります。

我が党が提出した非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案は、法人格を付与する団体について活動分野を限定することなく、また行政機関の許可や認証などの関与の余地をなくし、いわゆる準則主義により法人格を付与し、民間非営利団体の自主的、民主的活動の促進を目指すものであります。

ところが、与党提出の市民活動促進法案は、非営利団体に法人格を付与するに当たって最も避けなければならぬ行政による介入や管理を最大の特権とするなど、今日の日本社会の要請から見れば看過できない重要な問題点を持っています。以下、具体的に、与党三党の市民活動促進法案に対する反対理由を述べます。

第一に、与党案によって法人格を取得できる非営利団体の範囲を甚だ狭く限定していることであります。市民活動を「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」とし、行政による裁量の余地を与えた上に、その活動分野を十一分野に制限し、さらに、その団体の役員で報酬を受ける者の数が役員総数の三分の一以下でなければならぬという二重三重の限定をかけているのであります。これでは、芸術団体や文化団体、オンブズマン活動など、今日の日本社会の発展に重要な貢献をしている多くの非営利団体は、相変わらず法人格を取得できない状態が続くことになるのであります。

第二は、与党案には、自主的な市民活動に対して、行政による介入と干渉の仕組みが広範につくられていることであります。

法人設立にも、法人の合併にも、法人としての活動分野の変更にも当たっても、所轄庁の認証が必要とされており、そのたびに所轄庁の裁量により自主的な活動が阻害される危険が強いのであります。さらに、所轄庁には立ち入りを含む調査、検査の権限や、刑事罰を背景にした活動内容等への改善命令、事実上の解散命令となる設立の認証の取り消しなど、自主性を第一とするべき非営利法人のあり方とは無縁な、広範で強力な監督権限が与えられており、欧米諸国では当然とされる法人の自主性の保障とはほど遠い内容になっているのであります。

第三に、この法律の適用を受けようとする団体に、自治体首長選挙などの諸団体と政党、個人の幅広い共同による取り組みも一切封じようとしていいます。これでは、その団体が追求する市民活動そのものにまで制約を持ち込むことになりかねません。

第四に、非営利法人の活動を財政面から支える税制上の優遇措置など、法人の活動を発展させる具体的、物質的な支援が全く欠けていることも問題であります。

日本共産党は、多くの関係者の期待にこたえるべく、より望ましいNPO法案を実現するため、各党派の共同を広く呼びかけ、その実現のために努力してまいりました。

引き続き、市民団体、文化芸術団体を初めとする広範な民間非営利団体の皆さんと力を合わせて、今日の日本社会にふさわしい非営利法人制度をつくるため、全力を尽くして頑張ることを表明いたしました。日本共産党の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 金田誠一君。
(金田誠一君登壇)

○金田誠一君 私は、民主党を代表して、与党三党と民主党の共同修正による市民活動促進法案に賛成、新進党案と共産党案に反対の立場から、討論を行います。(拍手)

与党三党の立法は、民法三十四条に対し、活動内容の列挙と無報酬性を基準として、特別法として構成されるものであります。これに対し、民主党は、次の基本的立場から修正の協議を重ねてきました。

その第一は、諸外国におけるNPO法制と同様に、営利企業の設立と同じく準則主義により、届け出制による法人設立の方向を明確にすることであり、第二は、NPOに対する寄附金税制を含む税の優遇措置を講ずる方向を明確にすることであり、第三は、準則主義に移行する間は民法三十四条の特別法としての制約を受けることはやむを得ないにしても、行政の裁量の範囲を初め、規制や管理の条項を必要最小限に縮小することであります。

協議の結果は、無報酬性の要件については社員を除外して役員のみとし、活動内容の列挙については項目の追加修正を行い、経済企画庁長官が認証に際し所管大臣の意見を求めることができることとした条項を削除し、さらに、不認証の決定の際はその理由を付して通知するなど、大きな成果を上げることができました。これにより、市民団体の懸念の多くは解消され、十分に活用し得る画期的な法律になったものと確信いたします。

また、このたびの立法過程においては、市民と議員の共同作業というべき画期的な取り組みがなされてまいりました。市民団体主催のシンポジウムが都内ばかりか大阪でも開催され、与党、新進党、共産党と私も民主党がそれぞれ参加し、議論を闘わせたことは、NPO法が目指す自立した市民による多元的な社会の萌芽であったと思います。

このたびは、今後の課題として大きな二つの事項、すなわち準則主義への移行と税制の優遇措置

が残されました。この課題は、現行の公益法人制度全般の見直し、民法三十四条の改正と非営利法人一般法の制定を含むものであり、税制についても、同じく公益法人税制全般、寄附金税制全般の見直しと、それとの整合性が要求されるものであります。

こうした方向性については、審議を通じて明らかにされ、さらには附帯決議が行われましたが、私は、それにも増して、立法過程を通じて体现された市民と議員の共同作業がより充実することによって、必ずや実現し得るものと確信いたします。

そして、ただいま可決されようとしている市民活動促進法案が、各NPO団体に、より大きな力を与えるものと信じます。

私も民主党は、市民の皆様と力を合わせてその実現に全力を尽くすことをここに表明いたします。

終わりに、新進党案、共産党案について触れさせていただきます。

新進党案については、民法三十四条の特別法という枠内にありながら、可能な限り行政の介入、コントロールを避けようとし、また税制の優遇をリンクしようとしたその努力は多といたします。しかし、地域基盤という民法とのすみ分け根拠が、例えばAMDAなど国際的に活動する団体や、アムネスティなど全国レベルの団体を除外するとともに、かえって行政の裁量の余地を広げる結果となってしまうました。また、税制についても、結果を急ぐ余り、現行税制との整合を欠くものと言わざるを得ません。

共産党案については、民法三十四条の制約を排し、非営利法人一般法の制定を試みたその努力は評価いたします。しかし、附則に、民法その他の関係法律の整備については別に定めようというたわざるを得ない、いまだ未成熟な法案であります。

民主党は、民法体系の根幹にかかわる立法としては、民法三十四条を改正し、非営利法人一般法として制定することが民主主義の常道であるとの立場をとります。よって、新進党案、共産党案に

は賛成することはできません。

市民活動促進法案に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。私の討論は終わります。(拍手)

議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

出席閣僚大臣

国務大臣 麻生 太郎君

議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

内航海運組合法の一部を改正する法律

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

(承認を求めるの件送付及び通知)

一、昨五日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

(理事補欠選任)

一、昨五日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 茂木 敏充君(理事御法川英文君昨五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

岩永 峯一君 目片 信君

大村 秀章君 松本 和那君

佐藤 孝行君 熊谷 市雄君

虎島 和夫君 茂木 敏充君

石田幸四郎君 上田 勇君

鹿野 道彦君 上田 清司君

鈴木 淑夫君 山本 孝史君

中野 寛成君 富田 茂之君

熊谷 市雄君

松本 和那君

目片 信君

上田 勇君

上田 清司君

富田 茂之君

山本 孝史君

大島 理森君

中西 啓介君

鳩山由紀夫君

羽田 孜君

辻 一彦君

島津 尚純君

川内 博史君

堀込 征雄君

越智 通雄君

大原 一三君

村上誠一郎君

谷津 義男君

石田 勝之君

田中 慶秋君

海江田万里君

仙谷 由人君

佐藤 孝行君

大村 秀章君

岩永 峯一君

石田幸四郎君

鹿野 道彦君

中野 寛成君

鈴木 淑夫君

虎島 和夫君

島津 尚純君

辻 一彦君

堀込 征雄君

川内 博史君

中西 啓介君

鳩山由紀夫君

羽田 孜君

江口 一雄君

園田 修光君

松下 忠洋君

中野 正志君

矢上 雅義君

中川 正春君

川内 博史君

池田 元久君

補欠

江口 一雄君

園田 修光君

松下 忠洋君

中野 正志君

矢上 雅義君

中川 正春君

川内 博史君

池田 元久君

佐々木憲昭君

松本 善明君

保坂 展人君

松浪健四郎君

坂上 富男君

北村 哲男君

越智 通雄君

大原 一三君

谷津 義男君

中野 正志君

園田 修光君

松下 忠洋君

中野 正志君

谷津 義男君

松下 忠洋君 村上誠一郎君
松浪健四郎君 田中 慶秋君
矢上 雅義君 石田 勝之君
北村 哲男君 海江田万里君
坂上 富男君 仙谷 由人君
佐々木憲昭君 志位 和夫君
松本 善明君 不破 哲三君
保坂 展人君 上原 康助君

一、昨五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
建築士法の一部を改正する法律案

(議案付託)
一、昨五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
行政監視院による行政監視の手續等に関する法律案(松本善明君外一名提出 衆法第一九号)

行政改革に関する特別委員会 付託
(議案送付)
一、昨五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案
一、昨五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案
(議案通知)
一、昨五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
内航海運組合法の一部を改正する法律案
船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨五日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。

平成九年六月六日 衆議院會議録第四十三号

議長の報告

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案及び同報告書

五

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件
(質問書提出)
一、昨五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
高速増殖炉もんじゅ・アスファルト固化処理施設の安全審査とプルサーマル計画に関する質問主意書(中川智子君提出)

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案
右の議案を提出する。
平成八年十一月二十九日
提出者
河村たかし 上田 清司
富田 茂之 山本 孝史
上田 勇
賛成者
愛野興一郎外四十五名

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律
目次
第一章 総則(第一条 第八条)
第二章 市民公益法人の設立(第九条 第十八条)
第三章 市民公益法人の管理(第十九条 第三十四条)
第四章 市民公益法人の解散及び合併(第三十五条 第四十四条)
第五章 市民公益法人に対する監督(第四十五条 第四十八条)
第六章 市民公益法人センター(第四十九条 第五十三条)
第七章 雑則(第五十四条 第六十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地域社会においてその住民が自主的かつ積極的に参加して行う市民公益活動を推進するため、市民公益活動を行う団体に対し法律上の能力を与える手続を整備するとともに、市民公益活動を支援する等の措置を講じ、もって多様な価値観を有する住民が地域社会の構成員としての自覚と責任に基づいて公益の増進及び地域社会の特色ある発展に貢献する多元的な社会の実現に寄与することを目的とする。
(基本理念)
第二条 この法律は、多様な価値観を有する住民の自発的意思に基づいて行われる市民公益活動の発展が、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に不可欠なものであることにかんがみ、市民公益活動を行う団体の自主性及び自立性を尊重して運用されなければならない。
2 市民公益活動を行う団体は、市民公益活動が多様な価値観を有する住民の自発的意思による参加を基本とするものであることにかんがみ、その組織及び運営については、民主的かつ公正なものとするようにしなければならない。
(定義)
第三条 この法律において「市民公益活動」とは、住民が一定の地域を基盤として行う教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、環境の保全又は国際的理解の増進を目的とする活動(これらの活動に関する連絡又は助成を行う活動を含む)その他の公益を目的とする活動をいう。
2 この法律において「市民公益法人」とは、市民公益活動を行うことを目的とし、かつ、営利を目的としない団体であつて、次の各号のいずれにも該当し、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 社員数が、十人以上であること。
二 第三十三条の規定により基本基金として保有する財産の価額が、五十万円以上であること。

三 社員の過半数が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域に住所を有する者であること。
四 役員数の三分の二以上が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域に住所を有する者であること。
五 主として活動を行う区域が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域内にあること。

(名称の使用制限)
第四条 市民公益法人以外の者は、その名称中に、「市民公益法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。
(収益事業)
第五条 市民公益法人は、その行う市民公益活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。
2 収益事業に関する会計は、当該市民公益法人の行う市民公益活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)
第六条 市民公益法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
(登記)
第七条 市民公益法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
3 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(民法の準用)

第八条 民法明治二十九年法律第八十九号第四十三条及び第四十四条の規定は、市民公益法人について準用する。

第二章 市民公益法人の設立

(発起人)

第九条 市民公益法人を設立するには、その社員にならうとする十人以上の者が、発起人となることを要する。

(創立総会)

第十条 発起人は、設立趣意書、定款、事業計画書及び発起人名簿を作成し、これらを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができ、ただし、社員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、社員たる資格を有する者でその会議開催日までに発起人に対し社員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

(定款記載事項)

第十一条 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 社員総会に関する事項
- 七 第三十三条の規定により基本基金として保有する財産その他資産に関する事項
- 八 会計に関する事項

九 収益事業を行う場合には、その種類その他その収益事業に関する事項

十 解散に関する事項

十一 定款の変更に関する事項

十二 公告の方法

2 前項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、同一又は類似の目的を有する他の市民公益法人その他公益を目的とする活動を行う法人(営利を目的としない者に限る。)のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可の申請)

第十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、主務省令で定めるところにより、申請書に定款、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付して、その設立しようとする市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の申請書には、併せて役員及び社員の氏名及び住所を記載した書面その他第三條第二項各号に掲げる要件に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 発起人は、当該都道府県知事の要求があるときは、市民公益法人の設立に関する報告書を出ししなければならない。

(認可の基準)

第十三条 都道府県知事は、前条第一項の申請があったときは、設立しようとする市民公益法人が第三條第二項の要件を欠くと認められる場合及び定款の内容又は設立の手續が法令の規定に違反すると認められる場合を除いては、その設立を認可しなければならない。

(認可の期間)

第十四条 都道府県知事は、第十二條第一項の申請があったときは、申請書を受理した日から三月以内に、発起人に対し、書面により、認可又は不認可の通知をしなければならない。

2 都道府県知事が前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、その期間満了の日に、第十二條第一項の認可(以下「設立の認可」という。)があったものとみなす。この場合には、発起人は、当該都道府県知事に対し、認可に関する証明書の交付を請求することができる。

3 都道府県知事が第十二條第三項の規定により報告書の提出を求めたときは、その提出を求めた日からその報告書が当該都道府県知事に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

4 発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日設立の認可があったものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(認可の失効)

第十五条 設立の認可は、当該設立の認可のあった日から六月以内に主たる事務所の所在地において設立の登記の申請がされないときは、その効力を失う。

(事務引継)

第十六条 設立の認可があったときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第十七条 市民公益法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(民法の準用)

第十八条 民法第五十一条(法人設立の時に關する部分に限る。)、第六十五條及び第六十六條の規定は、市民公益法人の設立について準用する。

第三章 市民公益法人の管理

(役員の定数)

第十九条 市民公益法人には、役員として、理事

三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の職務)

第二十条 理事は、すべて市民公益法人の業務について、市民公益法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)

第二十一条 市民公益法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

第二十二条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 市民公益法人の財産の状況を監査すること。

三 前二號の規定による監査の結果、市民公益法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会に報告すること。

四 前號の報告をするために必要がある場合には、理事に対して社員総会の招集を請求すること。

五 理事の業務執行の状況又は市民公益法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第二十三条 監事は、理事又は市民公益法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、市民公益法人の役員になることができない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 この法律の規定に違反して刑に処せられ、

その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除き、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第四十八条の規定により設立の認可を取り消された市民公益法人の設立の認可の取消し当時の役員で、設立の認可を取り消された日から三年を経過しないもの

(役員等の排除)

第二十五条 役員のうちには、それぞれの役員について、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員等の選挙等)

第二十六条 理事は、定款で定めるところにより、社員総会において、社員のうちから、これを選挙する。ただし、設立当時の理事は、創立総会において、社員にならうとする者のうちから、これを選挙する。

2 監事は、定款で定めるところにより、社員総会において、これを選挙する。ただし、設立当時の監事は、創立総会において、これを選挙する。

3 役員が欠けた場合において、社員総会を招集することができない特段の事情があると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、役員を選任することができる。

4 前項の場合においては、選任後最初に招集される社員総会において、その承認を得なければならぬ。この場合において、社員総会の承認が得られないときは、その役員は、解任されたものとみなす。

(役員等の欠員補充)

第二十七条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の任期)

第二十八条 役員の任期は、二年以内において定款で定める。ただし、再任を妨げない。

(役員の変更の届出等)

第二十九条 市民公益法人は、その役員又は社員の名又は住所に変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、その変更があつた日の翌日から起算して、役員にあつては二週間以内に、社員にあつては一月以内に、その変更に係る事項を、当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(定款の変更)

第三十条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総社員の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

3 定款の変更(主務省令で定める事項に係るものを除く)は、その市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 第十二条から第十四条までの規定は、前項の認可について準用する。

5 市民公益法人は、第三項の主務省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その変更に係る事項を当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第三十一条 市民公益法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。ただし、定款で特別の定めをする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、その会計年度の開始の日から末日までの期間は、一年としなければならない。

3 市民公益法人の最初の会計年度は、第一項の

規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。ただし、同項ただし書の場合においては、その最初の会計年度は、その成立の日に始まり、その後最初の会計年度の末日に終わる。

(事業報告書等の備置き、提出及び閲覧)

第三十二条 市民公益法人は、毎会計年度終了後二月以内に、主務省令で定めるところにより、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書(収益事業については損益計算書)及び役員(これに準ずる者として主務省令で定める者を含む)の報酬に関する事項を記載した書面を作成し、これらを各事務所に備え置かなければならない。

2 理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。

3 市民公益法人は、毎会計年度終了後二月以内に、主務省令で定めるところにより、第一項の書類の写しを当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 社員その他の利害関係人は、理事に対し、第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合において、理事は、正当な理由がなくて、これを拒んではならない。

5 第一項の書類のうち会計に関する書類については、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算し、これに基づいて作成されるものとする。

(基本基金の保有)

第三十三条 市民公益法人は、主務省令で定める確実な方法により、一定の財産を基本基金として保有しなければならない。

(民法等の準用)

第三十四条 民法第五十四条から第五十七条まで及び第六十条から第六十六条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第一項の規定は、市民公益法人の管理について準用する。この場合において、民法第五十五条中「定款、寄附行為」とあるのは、「定款」と読み替へるものとする。

第四章 市民公益法人の解散及び合併(解散事由)

第三十五条 市民公益法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 定款で定めた解散事由の発生
- 二 目的とする事業の成功又はその成功の不能
- 三 社員総会の決議
- 四 合併
- 五 破産
- 六 第四十八条の規定による設立の認可の取消し

2 前項第二号に掲げる事由による解散はその市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を、同項第三号に掲げる事由による解散は当該都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第十二条から第十四条までの規定は、前項の認定及び認可について準用する。

4 清算人は、市民公益法人が第一項第一号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合に、遅滞なく、その旨を当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第三十六条 解散した市民公益法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対する清算終了の届出の時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、解散した市民公益法人の残余財産は、当該解散した市民公益法人の目的と同一又は類似の目的を有する他の市民公益法人に譲渡する。

公益法人(その主たる事務所の所在地が当該解散した市民公益法人の主たる事務所の所在地と同一の都道府県の区域にある者に限る。)のうちから、当該都道府県知事が選定した者に帰属する。

3 前二項の規定により処分されない残余財産は、解散した市民公益法人の主たる事務所の所在地の都道府県に帰属する。

(合併)
第三十七条 市民公益法人は、他の市民公益法人と合併することができる。

(合併手続)
第三十八条 市民公益法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総社員の四分の三以上の多数をもってしなければならない。

3 合併は、合併後存続する市民公益法人又は合併によって設立する市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 前項の認可をした都道府県知事は、当該合併によって消滅することとなる市民公益法人が他の都道府県知事の設立の認可(当該市民公益法人が合併によって設立された者である場合には、当該合併に係る同項の認可。第四十六条から第四十八条までにおいて同じ。)を受けた者であるときは、遅滞なく、当該市民公益法人が合併によって消滅することとなる旨を当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

5 第十二条から第十五条までの規定は、第三項の認可について準用する。

第三十九条 市民公益法人は、前条第三項の認可があったときは、その認可の通知のあった日(前条第五項において準用する第十四条第二項又は第四項の規定により、前条第三項の認可があったものとみなされたときは、当該認可があったものとみなされた日)から二週間以内に、主務省令で定めるところにより、財産目録

及び貸借対照表を作成し、これらをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 市民公益法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第四十条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、市民公益法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第四十一条 合併により市民公益法人を設立する場合においては、定款の作成その他市民公益法人の設立に関する事務は、各市民公益法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)
第四十二条 合併後存続する市民公益法人又は合併によって設立した市民公益法人は、合併によって消滅した市民公益法人の一切の権利義務(当該市民公益法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)
第四十三条 市民公益法人の合併は、合併後存続する市民公益法人又は合併によって設立する市民公益法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

(民法等の準用)
第四十四条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法第三十

五条第二項及び第三十八條から第三十七條ノ二までの規定は、市民公益法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事」と読み替へるものとする。

第五章 市民公益法人に対する監督
(報告及び検査)

第四十五条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において事業を行う市民公益法人が、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、当該市民公益法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該市民公益法人の事務その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令等)
第四十六条 都道府県知事は、その設立の認可を受けた市民公益法人が、第三条第二項の要件を欠くに至ったときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該市民公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 市民公益法人が前項の規定による都道府県知事の命令に従わないときは、当該都道府県知事は、当該市民公益法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員

の解職を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により役員

職を勧告しようとする場合には、当該市民公益法人に、当該都道府県知事の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該市民公益法人に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をすべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた市民公益法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5 第三項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを同項の都道府県知事に提出しなければならない。

6 都道府県知事は、他の都道府県知事の設立の認可を受けた市民公益法人で当該都道府県の区域内において事業を行うものに対し、当該都道府県の区域内における業務に関し、第一項の規定の例により必要な措置を採るべき旨を命じ、又は第二項の規定の例により業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

7 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市民公益法人の設立の認可をした都道府県知事に通知しなければならない。

(収益事業の停止)
第四十七条 都道府県知事は、その設立の認可を受けた市民公益法人が第五条第一項の規定により収益事業を行う場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該市民公益法人に対し、その収益事業の停止を命ずることができる。

一 当該市民公益法人が定款で定められた収益事業以外の収益事業を行うこと。

二 当該市民公益法人が当該収益事業から生じた収益を当該市民公益法人の行う市民公益活動に係る事業以外の目的に使用すること。

三 当該収益事業の継続が当該市民公益法人の行う市民公益活動に係る事業に支障があること。

(設立の認可の取消し)

第四十八条 都道府県知事は、その設立の認可を受けた市民公益法人が、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による命令に従わない場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は正当な理由がなく二年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、当該設立の認可を取り消すことができる。

2 前項の規定による設立の認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該市民公益法人から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

第六章 市民公益法人センター

(市民公益法人センター)

第四十九条 市民公益法人は、全国を単位として、市民公益法人を会員とし、その名称中に市民公益法人センターという文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 市民公益法人センター(以下「センター」という。)は、全国を通じて一個とする。

(名称の使用制限)

第五十条 センター以外の者は、その名称中に、「市民公益法人センター」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(加入)

第五十一条 センターは、市民公益法人がセンターに加入しようとするときは、正当な理由がなく、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(センターの業務)

第五十二条 センターは、市民公益法人の適正な運営に資することを目的とし、次に掲げる業務を行う。

一 市民公益法人の運営に関する連絡、助言及び指導

二 市民公益法人に関する情報の提供

三 会員たる市民公益法人から提出された第三十二条第一項の書類の写しの管理及びその内容の公開

2 センターは、前項第三号に掲げる業務を電子情報処理組織により行うよう努めなければならない。

(会員名簿の閲覧)

第五十三条 センターは、会員の名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第七章 雑則

(税制上の優遇措置等)

第五十四条 国及び地方公共団体は、市民公益活動を推進するため、市民公益法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、市民公益活動を推進するため、必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第五十五条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、市民公益活動に関する国民の理解を深めるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(主務省令)

第五十六条 この法律において主務省令は、市民公益法人が行う市民公益活動に係る事業を所管する大臣の発する命令とする。

(罰則)

第五十七条 第四十六条第二項若しくは第六項(同条第二項の規定の例による部分に限る。)又は第四十七条の規定による命令に違反する行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第四十五条第一項の規定による報告

をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十条 次の各号の一に該当する場合において、市民公益法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

二 第十八条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十九条又は第三十条第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第三十二条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第三十二条第三項の規定に違反して、書類の写しを提出せず、又は不実の記載をした書類の写しを提出したとき。

六 第三十二条第四項の規定に違反して、正当な理由がなく書類の閲覧を拒んだとき。

七 第三十九条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第三十九条第二項又は第四十条第二項の規定に違反したとき。

九 第四十四条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかったとき。

条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四条又は第五十条の規定に違反した者

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律による市民公益法人制度の実施の状況を勘案し、必要があると認めるときは、公益法人制度その他官利を目的としない法人制度の全般に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現にその名称中に「市民公益法人」若しくは「市民公益法人センター」又はこれらに紛らわしい文字を用いている者については、第四条又は第五十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(認可等の期間に関する経過措置)

4 この法律の施行後六月を経過する日までの間にされる第十二条第一項の申請に係る第十四条(第三十条第四項、第三十五条第三項及び第三十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第十四条第一項中「三月以内」とあるのは、「この法律の施行後九月を経過する日までの期間内」とする。

理由

多様な価値観を有する住民が地域社会の構成員としての自覚と責任に基づいて公益の増進及び地域社会の特色ある発展に貢献する多元的な社会を実現することの重要性にかんがみ、地域社会にお

いてその住民が自主的かつ積極的に参加して行う市民公益活動を推進するため、市民公益活動を行う団体に対して法律上の能力を与える手続を整備するとともに、市民公益活動を支援する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案(河村たかし君外四名提出、第百三十九回国会衆法第四号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域社会においてその住民が自主的かつ積極的に参加して行う市民公益活動を推進するため、市民公益活動を行う団体に対して法律上の能力を与える手続を整備するとともに、市民公益活動を支援する等の措置を講じ、もって多様な価値観を有する住民が地域社会の構成員としての自覚と責任に基づいて公益の増進及び地域社会の特色ある発展に貢献する多面的な社会の実現に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 市民公益活動

この法律において「市民公益活動」とは、住民が一定の地域を基盤として行う教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、環境の保全又は国際的理解の増進を目的とする活動その他の公益を目的とする活動を行うこと。

2 市民公益法人

この法律において「市民公益法人」とは、市民公益活動を行うことを目的とし、かつ、営利を目的としない団体であって、次の各号のいずれにも該当し、この法律の定めるところにより設立された法人をいうこと。

- (一) 社員の数が、十人以上であること。
- (二) 基本基金として保有する財産の価額が、五十万円以上であること。

(三) 社員の過半数が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域に住所を有する者であること。

(四) 役員(三分の二以上が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域に住所を有する者であること)。

(五) 主として活動を行う区域が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域内にあること。

3 市民公益法人の設立

(一) 市民公益法人を設立するには、その社員になろうとする十人以上の者が発起人となり、設立趣意書、定款、事業計画書及び発起人名簿を作成し、これらを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならないこと。

(二) 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、主務省令で定めるところにより、申請書に定款、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付し、その設立しようとする市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、設立の認可を申請しなければならないこと。

(三) 都道府県知事は、設立の認可の申請があったときは、設立しようとする市民公益法人が2の要件を欠くと認められる場合及び定款の内容又は設立の手続が法令の規定に違反すると認められる場合を除いては、その設立を認可しなければならないこと。

4 市民公益法人の管理

(一) 市民公益法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならないこととし、理事は、社員総会において、社員のうちから選挙すること。

(二) 市民公益法人は、毎会計年度終了後二月以内に、主務省令で定めるところにより、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び役員報酬に関する事項を記載

した書面を作成し、各事務所に備え置くとともに、これらの書類の写しを当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこと。

(三) 市民公益法人は、主務省令で定める確実な方法により、一定の財産を基本基金として保有しなければならないこと。

5 市民公益法人の解散

(一) 市民公益法人は、次に掲げる事由によって解散すること。

- (1) 定款で定めた解散事由の発生
- (2) 目的とする事業の成功又はその成功の不能
- (3) 社員総会の決議
- (4) 合併
- (5) 破産

(6) 設立の認可の取消し

(二) 解散した市民公益法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対する清算終了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属することとし、定款に残余財産の帰属すべき者に關する規定がないときは定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、当該解散した市民公益法人の目的と同一又は類似の目的を有する他の市民公益法人のうちから、当該都道府県知事が選定した者に帰属すること。

(三) 前項の規定により処分されない残余財産は、解散した市民公益法人の主たる事務所の所在地の都道府県に帰属すること。

6 市民公益法人に対する監督

(一) 都道府県知事は、その設立の認可を受けた市民公益法人が、2の要件を欠くに至ったときその他法令等に違反し、又はその運

営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該市民公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができるとし、その命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員(の解職を勧告すること)ができること。

(二) 都道府県知事は、その設立の認可を受けた市民公益法人が、前項の改善命令若しくは業務停止命令に従わない場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は正当な理由がなく二年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、当該設立の認可を取り消すことができること。

7 市民公益法人センター

(一) 市民公益法人は、全国を単位として、市民公益法人を会員とし、その名称中に市民公益法人センターという文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができること。

(二) 市民公益法人センターは、市民公益法人の適正な運営に資することを目的とし、次に掲げる業務を行うこと。

- (1) 市民公益法人の運営に関する連絡、助言及び指導
- (2) 市民公益法人に関する情報の提供
- (3) 会員たる市民公益法人から提出された事業報告書等の写しの管理及びその内容の公開

8 雑則

(一) 国及び地方公共団体は、市民公益活動を推進するため、市民公益法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(一) 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、市民公益活動に関する国民の理解を深めるための措置を講ずるよう努めなければならないこと。

9 施行期日等

(一) この法律は、平成九年四月一日から施行すること。

(二) 国は、この法律による市民公益法人制度の実施の状況を勘案し、必要があると認めるときは、公益法人制度その他官利を目的としない法人制度の全般に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の否決理由

地域社会においてその住民が自主的かつ積極的に参加して行う市民公益活動を推進することを目的とする本案は、不適当なものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、新進党の河村たかし君から、法人設立の「認可」を「認証」に改めること等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成九年六月五日

内閣委員長 伊藤 忠治

衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案

右の議案を提出する。

平成九年三月十四日

提出者

木島日出夫

穀田 恵二

賛成者

石井 郁子外二十二名

非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 設立(第十一条—第十四条)

第三章 管理

第一節 構成員の総会(第十五条—第二十二

条)

第二節 役員(第二十三条—第三十五条)

第三節 剰余金の分配の禁止等(第三十六

条—第三十八条)

第四節 活動報告書等の備置き及び閲覧等

(第三十九条—第四十条)

第五節 定款の変更(第四十一条)

第四章 合併(第四十二条—第四十八条)

第五章 解散(第四十九条—第六十四条)

監督(第六十五条—第六十六条)

登記(第六十七条—第八十一条)

第八章 非営利法人委員会(第八十二条—第九

十一条)

第九章 税法上の特例(第九十二条—第九十三

条)

第十章 罰則(第九十四条—第九十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、非営利団体に法人格を付与すること等により、その活動の健全な発達を促進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 非営利団体(官利を目的としない団体という)は、この法律により、法人となることができる。

2 この法律において「非営利法人」とは、この法律により法人となった団体をいう。

(原則)

第三条 非営利法人は、その目的とする活動が多

様な価値観を有する国民の自発的な意思に基づくべきものであることにかんがみ、その構成員となることについて、及び構成員としての権利義務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によって差別的取扱いをし、その他その構成員としての資格に関して不当な取扱いをしてはならない。

(名称の使用制限)

第四条 非営利法人以外の者は、その名称中に、「非営利法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(収益事業)

第五条 非営利法人は、その目的とする活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業(第九章を除き、以下「収益事業」という。)を行うことができる。

2 収益事業に関する会計は、当該非営利法人の目的とする活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(非営利法人の住所)

第六条 非営利法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記の効力)

第七条 非営利法人は、第七章の規定により登記しなければならない事項については、登記により効力を生ずる事項を除くほか、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(登記に関する届出)

第八条 非営利法人は、第七章の規定による登記をしたときは、遅滞なく、登記簿の謄本又はその登記した事項に係る抄本及び第七十九条の添付書類を添えて、その旨を主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会に届け出なければならない。

(非営利法人の能力)

第九条 非営利法人は、法令の規定に従い、定款で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(非営利法人の責任)

第十条 非営利法人は、理事その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 非営利法人の目的の範囲外の行為により第三者に損害を加えたときは、その行為をした理事その他の代表者並びにその事項の決議に賛成した構成員及び理事は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

第二章 設立

(定款)

第十一条 非営利法人を設立しようとする者は、定款を作成しなければならない。

2 定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その目的とする活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

五 構成員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 収益事業を行う場合には、その種類その他その収益事業に関する事項

十一 解散に関する事項

十二 定款の変更に関する事項

十三 公告の方法

3 前項第十一号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、他の非営利法人その他の官利を目的としない法人であって同一又は類似の目的を有するものの中から選定されるようにしなければならない。

官 報 (号 外)

(財産目録の備置き) 第十二条 非営利法人は、設立の時に財産目録を作成し、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。 (成立の時期) 第十三条 非営利法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。 (商法の準用) 第十四条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百二十八条(監査役に係る部分を除く。)の規定は、非営利法人の設立について準用する。	第三章 管理 第一節 構成員の総会 (通常総会の招集) 第十五条 非営利法人の理事は、少なくとも毎年一回、通常総会を招集しなければならない。 (臨時総会の招集) 第十六条 非営利法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。 2 構成員が構成員の総数の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあった日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。 (総会の招集手続) 第十七条 総会の招集は、少なくとも五日前に、その会議の目的たる事項を示し、定款に定める方法に従って通知しなければならない。	(総会の権限) 第十八条 非営利法人の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任した事務を除き、すべて総会の決議により行う。 (総会の決議事項) 第十九条 総会においては、第十七条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができ、ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。 (構成員の議決権) 第二十条 構成員は、それぞれ一個の議決権を有する。 2 総会に出席しない構成員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。 3 前項の規定は、定款に特別の定めがある場合においては、適用しない。 第二十一条 非営利法人と構成員との関係について決議をする場合においては、当該構成員は、議決権を行使することができない。 (商法の準用) 第二十二条 商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)は、非営利法人の構成員の総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十一条」とあるのは、「非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第十七条」と読み替えるものとする。	第二節 役員 (定数及び任期) 第二十三条 非営利法人には、役員として、理事	
三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。 2 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。 (事務の決定) 第二十四条 非営利法人の事務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数をもって決する。 (理事の代表権) 第二十五条 理事は、すべて非営利法人の事務について、非営利法人を代表する。ただし、定款をもってその代表権を制限することができる。 第二十六条 理事の代表権に加えた制限は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。 (代理の委任) 第二十七条 理事は、定款又は構成員の総会の決議により禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。 (仮理事) 第二十八条 理事が欠けた場合において遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又はその非営利法人の主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の請求により、仮理事を選任する。 (特別代理人) 第二十九条 非営利法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、前条の規定の例により、特別代理人を選任しなければならない。 (監事の職務) 第三十条 監事は、次に掲げる職務を行う。	三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。 2 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。 (事務の決定) 第二十四条 非営利法人の事務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数をもって決する。 (理事の代表権) 第二十五条 理事は、すべて非営利法人の事務について、非営利法人を代表する。ただし、定款をもってその代表権を制限することができる。 第二十六条 理事の代表権に加えた制限は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。 (代理の委任) 第二十七条 理事は、定款又は構成員の総会の決議により禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。 (仮理事) 第二十八条 理事が欠けた場合において遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又はその非営利法人の主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の請求により、仮理事を選任する。 (特別代理人) 第二十九条 非営利法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、前条の規定の例により、特別代理人を選任しなければならない。 (監事の職務) 第三十条 監事は、次に掲げる職務を行う。	三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。 2 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。 (事務の決定) 第二十四条 非営利法人の事務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数をもって決する。 (理事の代表権) 第二十五条 理事は、すべて非営利法人の事務について、非営利法人を代表する。ただし、定款をもってその代表権を制限することができる。 第二十六条 理事の代表権に加えた制限は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。 (代理の委任) 第二十七条 理事は、定款又は構成員の総会の決議により禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。 (仮理事) 第二十八条 理事が欠けた場合において遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又はその非営利法人の主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の請求により、仮理事を選任する。 (特別代理人) 第二十九条 非営利法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、前条の規定の例により、特別代理人を選任しなければならない。 (監事の職務) 第三十条 監事は、次に掲げる職務を行う。	三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。 2 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。 (事務の決定) 第二十四条 非営利法人の事務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数をもって決する。 (理事の代表権) 第二十五条 理事は、すべて非営利法人の事務について、非営利法人を代表する。ただし、定款をもってその代表権を制限することができる。 第二十六条 理事の代表権に加えた制限は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。 (代理の委任) 第二十七条 理事は、定款又は構成員の総会の決議により禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。 (仮理事) 第二十八条 理事が欠けた場合において遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又はその非営利法人の主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の請求により、仮理事を選任する。 (特別代理人) 第二十九条 非営利法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、前条の規定の例により、特別代理人を選任しなければならない。 (監事の職務) 第三十条 監事は、次に掲げる職務を行う。	
一 理事の業務執行の状況を監査すること。 二 非営利法人の財産の状況を監査すること。 三 前二号の規定による監査の結果、非営利法人の業務又は財産に不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを構成員の総会に報告すること。 四 前号の報告をする必要がある場合には、構成員の総会を招集すること。 五 理事の業務執行の状況又は非営利法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。 (監事の兼職禁止) 第三十一条 監事は、理事又は非営利法人の職員を兼ねてはならない。 (役員欠格事由) 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、非営利法人の役員になることができない。 一 禁治産者又は準禁治産者 二 破産者で復権を得ないもの 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (役員親族等の排除) 第三十三条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。 (役員欠員補充) 第三十四条 理事又は監事のうち、その定数の三	一 理事の業務執行の状況を監査すること。 二 非営利法人の財産の状況を監査すること。 三 前二号の規定による監査の結果、非営利法人の業務又は財産に不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを構成員の総会に報告すること。 四 前号の報告をする必要がある場合には、構成員の総会を招集すること。 五 理事の業務執行の状況又は非営利法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。 (監事の兼職禁止) 第三十一条 監事は、理事又は非営利法人の職員を兼ねてはならない。 (役員欠格事由) 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、非営利法人の役員になることができない。 一 禁治産者又は準禁治産者 二 破産者で復権を得ないもの 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (役員親族等の排除) 第三十三条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。 (役員欠員補充) 第三十四条 理事又は監事のうち、その定数の三	一 理事の業務執行の状況を監査すること。 二 非営利法人の財産の状況を監査すること。 三 前二号の規定による監査の結果、非営利法人の業務又は財産に不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを構成員の総会に報告すること。 四 前号の報告をする必要がある場合には、構成員の総会を招集すること。 五 理事の業務執行の状況又は非営利法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。 (監事の兼職禁止) 第三十一条 監事は、理事又は非営利法人の職員を兼ねてはならない。 (役員欠格事由) 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、非営利法人の役員になることができない。 一 禁治産者又は準禁治産者 二 破産者で復権を得ないもの 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (役員親族等の排除) 第三十三条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。 (役員欠員補充) 第三十四条 理事又は監事のうち、その定数の三	一 理事の業務執行の状況を監査すること。 二 非営利法人の財産の状況を監査すること。 三 前二号の規定による監査の結果、非営利法人の業務又は財産に不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを構成員の総会に報告すること。 四 前号の報告をする必要がある場合には、構成員の総会を招集すること。 五 理事の業務執行の状況又は非営利法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。 (監事の兼職禁止) 第三十一条 監事は、理事又は非営利法人の職員を兼ねてはならない。 (役員欠格事由) 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、非営利法人の役員になることができない。 一 禁治産者又は準禁治産者 二 破産者で復権を得ないもの 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (役員親族等の排除) 第三十三条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。 (役員欠員補充) 第三十四条 理事又は監事のうち、その定数の三	

分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員等の氏名等の変更の届出)

第三十五条 非営利法人は、その役員等の氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なくその旨をその主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会に届け出なければならない。ただし、第八条の規定により届け出なければならない場合は、この限りでない。

第三節 剰余金の分配の禁止等

(剰余金の分配の禁止)
第三十六条 非営利法人は、剰余金をその構成員に分配してはならない。

(過大な役員報酬等の支給の禁止)
第三十七条 非営利法人は、その役員又は職員に対して、不当に高額な報酬又は給与を支給してはならない。

(過大な寄附の禁止)
第三十八条 非営利法人は、特定の個人又は法人その他の団体に対して、不当に高額な寄附をしてはならない。

第四節 活動報告書等の備置き及び閲覧
第三十九条 非営利法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の定めるところにより、前年(事業年度を設けている場合は、前事業年度。以下この項において同じ。)の活動報告書、貸借対照表及び収支計算書並びに前年末における財産目録(これらに附属する明細書を含む。次項において「活動報告書等」という。)を作成し、これを、定款、役員名簿及び

び構成員の総会の議事録(理事会、評議員会その他のこれらに類する機関を設けている場合には、その議事録を含む。次項において「定款等」という。)とともに、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 非営利法人は、その構成員から活動報告書等又は定款等の閲覧又は謄写の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これらを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(活動報告書及び役員名簿の提出)

第四十条 非営利法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の定めるところにより、活動報告書及び役員名簿の写しを、当該都道府県の非営利法人委員会に提出しなければならない。

第五節 定款の変更

第四十一条 定款の変更は、構成員の総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、構成員の総数の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

第四章 合併

(合併)

第四十二条 非営利法人は、他の非営利法人と合併することができる。

(合併の手続)

第四十三条 非営利法人が合併するには、構成員の総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、構成員の総数の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

第四十四条 非営利法人は、前条第一項の決議があった日から二週間以内に、財産目録及び貸借

対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 非営利法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第四十五条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、非営利法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第四十六条 合併により非営利法人を設立する場合においては、定款の作成その他非営利法人の設立に関する事務は、それぞれの非営利法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第四十七条 合併後存続する非営利法人又は合併によって設立した非営利法人は、合併によって消滅した非営利法人の一切の権利義務(当該非営利法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)

第四十八条 非営利法人の合併は、合併後存続する非営利法人又は合併によって設立する非営利法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

第五章 解散

(解散事由)

第四十九条 非営利法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 構成員の総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする活動に係る事業の成功又はその成功の不能
- 四 構成員が一人となったこと。
- 五 合併(合併後存続する非営利法人における当該合併を除く)。
- 六 破産
- 七 裁判所による解散命令

(解散決議)
第五十条 前条第一号の決議は、構成員の総数の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

(破産)

第五十一条 非営利法人がその債務を完済することができないこととなった場合においては、裁判所は、当該非営利法人の理事又は債権者の請求により、又は職権をもって、破産の宣告をする。

2 前項に規定する場合においては、理事は、直ちに破産宣告の請求をしなければならない。

(裁判所による解散命令)

第五十二条 裁判所は、非営利法人が次の各号の

いづれかに該当すると認めるときは、その構成員、債権者その他の利害関係人又はその主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の請求により、当該非営利法人の解散を命ずることができ、

一 その設立が不法の目的をもってなされたとき。

二 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたとき。

(解散したものとなされる場合)

第五十三条 正当な理由がなくてその成立後一年以上以内にその目的とする活動を開始せず、又は引き続き三年以上その目的とする活動を行ない非営利法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会が、当該非営利法人委員会に対していまだその目的とする活動に係る事業を廃止していない旨の届出をすべき旨の公告をした日から二月以内に、当該都道府県の非営利法人委員会の定めるところにより、その旨の届出をしないときは、その期間満了の日に解散したものとなす。

(清算中の非営利法人)

第五十四条 非営利法人は、解散の後であつても、清算の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

(清算人の選任)

第五十五条 非営利法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、構成員の総会において他人を選任したときは、この限りでない。

第五十六条 前条の規定により清算人となる者

がないとき又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくはその主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の請求により、又は職権をもって、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第五十七条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくはその主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の請求により、又は職権をもって、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第五十八条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の終了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権申出の公告及び催告)

第五十九条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を催告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。

この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときはその債権は清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することはできない。

(期間後に申出をした債権)

第六十条 前条第二項の期間後に申出をした債権者は、非営利法人の債務を完済した後に、なお帰属すべき者に引き渡さない財産に対してのみ請求をすることができる。

(清算中の破産)

第六十一条 清算中に非営利法人の財産がその債務を完済するために不足することが明らかとなったときは、清算人は、直ちに、破産宣告の請求をして、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、破産管財人にその事務の引継ぎをしたときは、退任したものとす。

3 前二項の場合において既に債権者に支払い、又は帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(解散及び清算の監督)

第六十二条 非営利法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、いつでも職権をもって前項の監督に必要な検査を行うことができる。

(残余財産の帰属)

第六十三条 解散した非営利法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、清算終了の登記をした時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、解散の決議をもって、他の非営利法人その他の営利を目的としない法人であつて同一又は類似の目的を有するものに帰属させることができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(非訟事件手続法の適用)

第六十四条 この章に定めるもののほか、非営利法人の解散及び清算については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の定めるところによる。

第六章 監督

(報告及び資料の提出等)

第六十五条 非営利法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会は、当該非営利法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該非営利法人の役員に対し、出頭を求めることができる。

(勧告)

第六十六条 非営利法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、その主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会は、当該非営利法人に対し、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

第七章 登記

(登記事項)

第六十七条 非営利法人が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 目的

二 名称

三 その目的とする活動に係る事業の種類
四 主たる事務所及び従たる事務所の所在地
五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
六 定款で解散事由を定めたときは、その事由
(設立の登記)

第六十八條 非営利法人の設立の登記は、定款の作成その他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 前項の登記には、前条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 非営利法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第六十九條 非営利法人は、成立後新たに従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に第六十七條各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 非営利法人の成立後主たる事務所又は従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、前項の規定にかかわらず、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第七十條 非営利法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十七條各

号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、前項の規定にかかわらず、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第七十一條 非営利法人は、第六十七條各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(代表権を有する者の職務執行停止等の登記)

第七十二條 非営利法人を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあったときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(合併の登記)

第七十三條 非営利法人は、合併に必要な手続を終了した日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する非営利法人については変更の登記を、合併によって消滅する非営利法人については解散の登記を、合併によって設立する非営利法人については第六十七條各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七十四條 非営利法人は、解散したときは、合併及び破産の場合を除き、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第七十五條 非営利法人は、清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(設立無効等の登記)

第七十六條 非営利法人につき、設立を無効とし、又は構成員の総会の決議を取り消し、若しくはその不存在若しくは無効を確認する判決が確定したときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その旨を登記しなければならない。ただし、決議を取り消し、又はその不存在若しくは無効を確認する判決が確定した場合において、決議事項の登記がないときは、この限りでない。

(管轄登記所及び登記簿)

第七十七條 非営利法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄の登記所としてつかさどる。

2 各登記所に非営利法人登記簿を備える。

(登記の嘱託)

第七十八條 第七十六條の設立無効等の登記は、裁判所の嘱託によつてする。第五十二條の規定により、非営利法人が解散した場合の登記も、

同様とする。

2 前項の規定により裁判所が登記を嘱託するときは、嘱託書に裁判の謄本を添えなければならない。

3 第五十三條の規定により非営利法人が解散したものとみなされた場合の登記は、同条の規定による公告をした非営利法人委員会の嘱託によつてする。

(登記申請書の添付書類)

第七十九條 設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書類を添えなければならない。

2 従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更の登記の申請書には、その登記の事由を証する書類を添えなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

3 合併による設立又は変更の登記の申請書には、第一項又は前項に掲げる書類のほか、第四十四條及び第四十五條の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併によつて消滅する非営利法人(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本を添えなければならない。

4 解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添えなければならない。

5 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書類を添えなければならない。

(登記事項の公示)

第八十條 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

官 報 (号 外)

(商業登記法の準用)

第八十一条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十八条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条から第二百一十条までの規定は、非営利法人の登記について準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項とあるのは、非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第六十七条」と読み替えるものとする。

第八章 非営利法人委員会

(設置)

第八十二条 この法律に基づく権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に、非営利法人委員会を設置する。

2 非営利法人委員会は、独立してその職権を行う。

(所掌事務)

第八十三条 非営利法人委員会は、第一章、第三章、第五章及び第六章の規定に基づく権限に関する事務のほか、次に掲げる事務を行う。

一 非営利法人の運営に関する連絡、助言、指導その他の援助

二 非営利法人に関する情報の収集及び提供
2 前項各号に掲げる事務のほか、非営利法人委員会は、第八条、第三十五条及び第四十条の規定に基づいて非営利法人から提出された書類の

写しを管理し、及びその内容を一般に公開する業務を行う。

(組織及び委員)

第八十四条 非営利法人委員会は、六人以上で都道府県の条例をもって定める数の委員をもって組織する。

2 委員は、その定数の三分の二以上に相当する者を当該都道府県の区域内に主たる事務所のある地がある非営利法人の推薦を受けた者のうちから、その他の者を非営利法人の活動に関して学識経験を有する者のうちから、それぞれ、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員と兼ねることができない。

4 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、都道府県の議会の開会又は解散のためにその同意を得ることができないときは、都道府県知事は、第二項の規定にかかわらず、都道府県の議会の同意を得ないで、委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の議会でその承認を得なければならない。この場合において、議会の承認を得ることができないときは、都道府県知事は、その委員を罷免しなければならない。

6 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第八十五条 委員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期中に欠けたときは、後任の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の欠格事由)

第八十六条 第三十二条各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(委員の身分保障)

第八十七条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一 非営利法人委員会の議決により心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

二 非営利法人委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとして認められたとき。

2 委員が前項各号のいずれかに該当するとき、都道府県知事は、その委員を罷免しなければならない。

3 委員が第三十二条各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職するものとする。

(委員長)

第八十八条 非営利法人委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから、委員の互選をもって選任する。

3 委員長は、非営利法人委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(委員の給与)

第八十九条 委員は、都道府県の条例で定めるところにより、給与を受ける。

(非営利法人委員会の事務の整理)

第九十条 非営利法人委員会の事務を整理させるため、非営利法人委員会に必要な職員を置く。

2 前項の職員は、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから委員長の同意を得て任命する。

3 都道府県知事は、第一項の規定にかかわらず、その定める当該都道府県の局部において非営利法人委員会の事務を整理させることができる。

(非営利法人委員会の運営)

第九十一条 この法律又はこの法律に基づく条例に規定する事項を除くほか、非営利法人委員会の会議その他運営に必要な事項は、非営利法人委員会が定める。

第九章 税法上の特例

(非収益事業所得等の非課税)

第九十二条 非営利法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第二条に規定する法人(以下「非営利法人」という。)を除く。)」と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(非営利法人を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同法第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(非営利法人を含む。)」と、同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(非営利法人を除く。)」とする。

2 非営利法人は、消費税法(昭和六十二年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 非営利法人は、地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定(同法第三十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

(税制上の優遇措置)

第九十三条 非営利法人のうちその目的とする活動が社会的活動として推進すべきものと認められるもの(以下この条において「免税非営利法人」という。)に係る法人税の税率の特例、免税非営利法人がその収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなす特例その他の税制上の優遇措置については、別に法律で定めるところによる。

2 免税非営利法人のうち公益の増進に著しく寄与するもの(以下この項において「特定免税非営利法人」という。)に対して法人が支出した寄附金の損金算入限度額の特例、特定免税非営利法人に対して個人が支出した寄附金に係る所得控除の特例その他の税制上の優遇措置については、別に法律で定めるところによる。

第十章 罰則

第九十四条 次の各号の一に該当する場合においては、非営利法人の理事、監事又は清算人は、

二十万円以下の過料に処する。

一 第八条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十二条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第三十五条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第三十九条の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第四十条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第四十四条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第四十四条第二項又は第四十五条第二項の規定に違反したとき。

八 第五十一条第二項又は第六十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかつたとき。

九 第五十九条第一項又は第六十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十 第六十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

十一 第六十五条の規定による報告、資料の提出若しくは出頭をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十二 第七章の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第九十五条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第八十四条第一項の規定(都道府県の議会の同意を得ることに関する部分に限る。次項において同じ。)及び次項の規定は、公布の日から施行するものとする。

2 第八十四条第二項の規定の施行後最初に任命される非営利法人委員会の委員に関する同項の規定の適用については、同項中「その定数の三分の二以上に相当する者を当該都道府県の区域内に主たる事務所の所在地がある非営利法人の推薦を受けた者のうちから、その他の者を非営利法人の活動に関して学識経験を有する者のうちから、それぞれ」とあるのは「非営利団体の活動に関して学識経験を有する者のうちから」とする。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

地方自治法の一部改正

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十条の五第二項中「の外」を「のほか」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項に次の一号を加える。

六 非営利法人委員会

第二百二条の二第五項中「指示その他の事務を行い」の下に、「非営利法人委員会は別に法律の定めるところにより非営利法人に対する監督その他の事務を行い」を加える。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、に改め、「政治団体」の下に並びに非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律(平成九年法律第 号)第二条に規定する法人」を加える。

第五十二条第二項第三号中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、に改め、「政治団体」の下に並びに非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第二条に規定する法人」を加える。

第五十三条第十二項中「公益法人等」の下に「非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第二条に規定する法人を含む。」を加える。

第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

十一 非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第一条に規定する法人

第二百九十四条第七項、第三百二十二条第三項第三号及び第七百一条の三十四第二項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、に改め、「政治団体」の下に並びに非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律第二条に規定する法人」を加える。

(総理府設置法の一部改正)

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。

七の二 非営利団体に対する法人格の付与等

に關する法律(平成九年法律第 号)の施行に關すること。

(民法その他の關係法律の整備)

6 この法律の施行に伴い必要となる民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の關係法律の整備については、別に法律で定めるところによる。

理 由

非営利団体の活動の健全な発達の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与するため、非営利団体に法人格を付与すること等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出)に關する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、非営利団体に法人格を付与すること等により、その活動の健全な発達の促進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法人格

非営利団体(営利を目的としない団体をいう。)は、この法律により、法人となることができ、この法律により法人となった団体を「非営利法人」というものとする。

2 原則

非営利法人は、その目的とする活動が多様な価値観を有する国民の自発的な意思に基づきべきものであることにかんがみ、その構成

員となることについて、及び構成員としての権利義務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によって差別的取扱いをし、その他その構成員の資格の得喪に關して不当な取扱いをしてはならないものとする。

3 非営利法人委員会への登記事項の届出

非営利法人は、9の規定による登記をしたときは、遅滞なく、登記簿の謄本又はその登記した事項に係る抄本その他の添付書類を添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県の非営利法人委員会に届け出なければならないものとする。

4 設立

(一) 定款

非営利法人を設立しようとする者は、目的、名称、その行う活動に係る事業の種類、構成員及び役員に關する事項、資産及び会計に關する事項その他一定の事項を記載した定款を作成しなければならないものとする。

(二) 成立の時期(準則主義による法人格の付与)

非営利法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するものとする。

5 管理

(一) 総会

(1) 総会の招集

非営利法人の理事は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を招集しなければならないものとし、また、必要がある

と認めるときはいつでも、構成員の臨時総会を招集することができるものとする。

(2) 構成員の議決権

各構成員の議決権は、すべて平等なるものとする。また、総会に出席しない構成員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができるものとする。

(二) 役員

(1) 定数及び任期

非営利法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならないものとし、その任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

(2) 役員の親族の排除

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならないものとする。

(三) 剰余金の分配の禁止等

(1) 剰余金の分配及び過大な役員報酬等の支給の禁止

非営利法人は、剰余金をその構成員に分配してはならず、また、その役員又は職員に対して、不相当に高額な報酬又は給与を支給してはならないものとする。

(2) 過大な寄附の禁止

非営利法人は、特定の個人又は法人その他の団体に対して、不相当に高額な寄附をしてはならないものとする。

(四) 活動報告書等

(1) 主たる事務所への備置き等及び閲覧

非営利法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の定めるところにより、前事業年度の活動報告書、貸借対照表及び収支計算書(以下「活動報告書等」という。)並びに財産目録を作成し、これらを、定款、役員名簿並びに総会等の議事録(以下「定款等」という。)とともに、主たる事務所に備え置かなければならないものとする。

イ 非営利法人は、構成員から活動報告書等又は定款等の閲覧又は謄写の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除いて、これらを閲覧させ、又は謄写させなければならないものとする。

(2) 非営利法人委員会への提出

非営利法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の定めるところにより、活動報告書等及び定款等の写しを、当該都道府県の非営利法人委員会に提出しなければならないものとする。

6 合併

(一) 非営利法人は、他の非営利法人と合併することができるものとする。

(一) 非営利法人の合併に関して、所要の規定を設けること。

7 解散及び清算

(一) 解散事由

非営利法人は、構成員総会の解散決議、合併及び破産、裁判所による解散命令その他一定の場合に解散するものとする。

(二) 裁判所による解散命令

裁判所は、非営利法人の設立が不法の目的をもってなされたとき、非営利法人が法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたときは、その構成員、債権者その他の利害関係者又はその主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会の請求により、当該非営利法人の解散を命ずることができるとすること。

(三) 休眠法人の整理(みなし解散)

正当な理由がなくその成立後一年以内に活動をせず、又は引き続き三年以上その活動をしていない非営利法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県の非営利法人委員会が、当該非営利法人委員会に対して、いまだ事業を廃止していない旨の届出をすべき旨の公告をした日から二月以内に当該都道府県の非営利法人委員会の定めるところによりその旨の届出をしないときは、その期間満了の日に解散したものとなすものとする。

8 監督

(一) 報告、資料の提出又は出頭

都道府県の非営利法人委員会は、主たる

事務所の所在地が当該都道府県の区域内にある非営利法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められる相当の理由があるときは、当該非営利法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該非営利法人の役員に対し、出頭を求めることができるものとする。

(二) 勧告

都道府県の非営利法人委員会は、当該都道府県に主たる事務所が所在する非営利法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該非営利法人に対し、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができるものとする。

9 登記

非営利法人が登記しなければならない事項は、目的、名称、その行う活動に係る事業の種類、主たる事務所及びその他の事務所の所在地、代表権を有する者の氏名・住所・資格、解散事由を定めたときはその事由とし、その添付書類等に関する所要の規定を整備すること。

10 非営利法人委員会

(一) 設置

この法律に基づく権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に、非営利法人委員会を設置するものとする。非営利法人委員会は、独立してその権限を行うものとする。

ること。

(二) 所掌事務

非営利法人委員会は、この法律に規定する権限に関する事務のほか、非営利法人の適正な運営に資することを目的として、非営利法人の運営に関する連絡、助言、指導その他の援助並びに非営利法人に関する情報の収集及び提供に関する事務を行うほか、この法律の規定に基づいて非営利法人から提出された書類の写しを管理し、及びその内容を一般に公開する業務を行うものとする。

(三) 組織及び委員等

非営利法人委員会は、六人以上で都道府県の条例をもって定める数の委員をもって組織するものとし、その定数の三分の二以上に相当する者を当該都道府県において活動する非営利法人の推薦を受けた者のうちから、その他の者を非営利法人の活動に関して学識経験を有する者のうちから、それぞれ、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命するものとする。

(四) 委員の任期

委員の任期は、三年とするものとする。

(五) 身分保障

委員は、職務上の義務違反その他法定の場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがないものとする。

11 税法上の特例

(一) 非収益事業に関する非課税措置等

非営利法人の収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課さないものとする。

のとする等人格のない社団等に関する課税関係と同様の取扱いとすること。

(二) 税制上の優遇措置

非営利法人のうちその目的とする活動が社会的活動として推進すべきものと認められるもの(以下「免税非営利法人」という。)及び免税非営利法人のうち公益の増進に著しく寄与するもの(特定免税非営利法人という。)については、別に法律で定めるところにより、税制上の優遇措置を講ずるものとする。

12 罰則

所要の罰則を設けるものとする。

13 附則

(一) 施行期日

この法律は、平成十年四月一日から施行するものとする。

(二) 関係法律の整備等

この法律の施行に伴い必要となる民法その他の法人格の付与に関する関係法律の整備等については、別に法律で定めるところによるものとする。

二 議案の否決理由

非営利団体の活動の健全な発達の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする本案は、不適当なものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

平成九年六月五日

内閣委員長 伊藤 忠治
衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

市民活動促進法案

右の議案を提出する。

平成八年十二月十六日

提出者

熊代 昭彦

小川 元

河村 建夫

辻元 清美

武村 正義

賛成者

安倍 晋三外五十八名

市民活動促進法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 市民活動法人

第一節 通則(第三条 第九条)

第二節 設立(第十条 第十四条)

第三節 管理(第十五条 第三十条)

第四節 解散及び合併(第三十一条 第四十条)

第五節 監督(第四十一条 第四十三条)

第六節 雑則(第四十四条 第四十五条)

第三章 税法上の特例(第四十六條)

第四章 罰則(第四十七条 第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、市民活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「市民活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「市民活動法人」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。
一次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員及び会員(社員以外の者で当該団体の行う市民活動に参加するものをいう。第十一条第一項第五号において同じ。)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

ハ 社員のうち報酬を受ける者の数が、社員総数の三分の一以下であること。

ニ その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は

は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと。

第二章 市民活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 市民活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

2 市民活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)
第四条 市民活動法人以外の者は、その名称中に、「市民活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(収益事業)
第五条 市民活動法人は、その行う市民活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行つことができる。

2 収益事業に関する会計は、当該市民活動法人の行う市民活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)
第六条 市民活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)
第七条 市民活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三條及び第四十四條の規定は、市民活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 市民活動法人の所轄庁は、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 市民活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、経済企画庁長官とする。

第二節 設立

(設立の認証)
第十条 市民活動法人を設立しようとする者は、総理府令(前条第二項の市民活動法人以外の市民活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例。第二十六條第三項を除き、以下同じ。)で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一定款
二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿
ロ 各役員の就任承諾書及びその住民票ハ 各役員について第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約する書面

ニ 役員のうち報酬を受ける者の氏名を記載した書面

三 社員に係る次に掲げる書類
イ 社員名簿

ロ 社員のうち報酬を受ける者の氏名を記載した書面

四 第二条第二項第一号に該当することを誓約する書面

五 設立趣旨書

六 設立者名簿

七 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

八 設立当初の財産目録

九 事業年度を設ける場合には、設立当初の事業年度

十 設立の初年及び翌年(事業年度を設ける場合には、当初の事業年度及び翌事業年度。次号において同じ。)の事業計画書

十一 設立の初年及び翌年の収支予算書

2 経済企画庁長官は、前項の規定による認証を行おうとするときは、次条第一項第三号の事業の所管大臣に意見を求めることができる。

3 所轄庁は、第一項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨並びに第一項第一号、第二号イ、第五号、第十号及び第十一号に掲げる書類の記載事項を、申請書を受理した日から一月間、公告しなければならない。

(定款)

第十一条 市民活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う市民活動の種類及び当該市民活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
五 社員及び会員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 収益事業を行う場合には、その種類その他その収益事業に関する事項

十一 解散に関する事項

十二 定款の変更に関する事項

十三 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十一号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、市民活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

二 民法第三十四条の規定により設立された法人

三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第三条に規定する学校法人

四 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十一条に規定する社会福祉法人

五 更生保護事業法(平成七年法律第八十八号)第二条第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る市民活動法人が第二条第二

項に規定する団体に該当するものであること。

三 当該申請に係る市民活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第三項の期間を経過した日から三月以内に行わなければならない。

(成立の時期等)

第十三条 市民活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 市民活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

(民法の準用)

第十四条 民法第五十一条第一項(法人の設立の時に限る部分に限る。)の規定は、市民活動法人の設立について準用する。

第三節 管理

(役員の定数)

第十五条 市民活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて市民活動法人の業務について、市民活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)

第十七条 市民活動法人の業務は、定款に特別の

定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 市民活動法人の財産の状況を監査すること。

三 前二号の規定による監査の結果、市民活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は市民活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は市民活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、市民活動法人の役員になることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法

官 報 (号 外)

(明治四十年法律第四十五号)第二百四号、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された市民活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者 (役員等の親族等の排除) 第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。 (役員等の欠員補充) 第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。 (役員の変更等の届出) 第二十三条 市民活動法人は、その役員の氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 2 市民活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。	(役員等の任期) 第二十四条 役員等の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。 (定款の変更) 第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。 2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。 3 定款の変更(第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)並びに同項第八号及び第十三号に掲げる事項に係るもの(第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。)を除く。))は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。 4 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。 5 第十条から第十二条までの規定は、第三項の認証について準用する。 6 市民活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。	2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第一号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は、第十条第一項第八号に掲げる書類を申請書に添付しなければならない。) 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。 (会計の原則) 第二十七条 市民活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従つて、行わなければならない。 一 収入及び支出は、予算に基づいて行ふこと。 二 会計簿は、複式簿記の原則に従つて正しく記載すること。 三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明らかに表示したものであること。 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎年(事業年度を設けていない場合は、毎事業年度。次条第一項において同じ。)継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。 (事業報告書等の備置き等及び閲覧) 第二十八条 市民活動法人は、毎年初めの三月以内に、総理府令で定めるところにより、前年(事業年度を設けていない場合は、前事業年度。以下この項において同じ。)の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(次項及び次	条において「事業報告書等」という。)、役員名簿(前年において役員であつたことがある者全員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。))及び当該役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面(次項及び次条において「役員名簿等」という。))並びに社員名簿(前年において社員であつたことがある者全員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。))及び当該社員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面(次項及び次条において「社員名簿等」という。))を作成し、これを、その年(事業年度を設けていない場合は、事業年度。以下この項において同じ。)の翌年の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。 2 市民活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は、第十条第一項第八号に掲げる書類。次条第二項において同じ。)、役員名簿等若しくは社員名簿等又は定款若しくは認証若しくは登記に関する書類(次条において「定款等」という。))の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。 (事業報告書等の提出及び公開) 第二十九条 市民活動法人は、総理府令で定めるところにより、毎年一回、事業報告書等、役員名簿等、社員名簿等及び定款等(その記載事項に変更があつたものに限る。))の写しを所轄庁に提出しなければならない。 2 所轄庁は、前項の規定により提出を受けた事
---	---	---	---

業報告書等若しくは役員名簿等の写し(過去三年間に提出を受けたものに限る。又は定款等の写しについて閲覧の請求があつた場合には、総理府令で定めるところにより、これを閲覧せなければならぬ。)

(民法の準用)

第三十條 民法第五十四條から第五十七條まで及び第六十條から第六十六條までの規定は、市民活動法人の管理について準用する。この場合において、同法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「所轄庁ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一條 市民活動法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする市民活動に係る事業の成功の不能

四 社員の欠亡

五 合併

六 破産

第七十四條 第三十三條の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によつて解散した場合に於ては、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第三十二條 解散した市民活動法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第三十三條 市民活動法人は、他の市民活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四條 市民活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 第十条から第十二条までの規定は、前項の認証について準用する。

第三十五條 市民活動法人は、前条第三項の認証があつたときは、その認証の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べる

ことができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 市民活動法人は、前項の期間内に、その債権

者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六條 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、市民活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第三十七條 合併により市民活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他市民活動法人の設立に関する事務は、それぞれの市民活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八條 合併後存続する市民活動法人又は合併によつて設立した市民活動法人は、合併によつて消滅した市民活動法人の一切の権利義務(当該市民活動法人がその行う事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期等)

第三十九條 市民活動法人の合併は、合併後存続する市民活動法人又は合併によつて設立する市民活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2 第十三條第二項の規定は、前項の登記をした場合について準用する。

(民法等の準用)

第四十條 民法第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に關する部分に限る。及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條から第三百七十七條まで及び第三百八十八條の規定は、市民活動法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替へるものとする。

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一條 所轄庁は、市民活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該市民活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該市民活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による立入検査をさせる場合においては、当該立入検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該市民活動法人の役員その他の当該立入検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者に提示させなければならない。

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれ

を提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、市民活動法人が第十二条第一項第二号又は第三号のいずれかに適合していないと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該市民活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、市民活動法人が、前条の命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたつて第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等、社員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、市民活動法人が法令に違反した場合において、前条の命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の命令を経ないでも、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該市民活動法人から請求があつたときは、公開により行つよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があつた場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該市民活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

第六節 雑則

(所轄庁に対する申出)

第四十四条 何人も、第十条第一項の認証の申請が第十二条第一項第二号若しくは第三号のいずれかに適合していないと認料するときは又は市民活動法人が同項第二号若しくは第三号のいずれかに適合していないと認料するときはその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する疑いがあると認料するときは、所轄庁に対し、その旨を申し出て、適当な措置を採るべきことを求めることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置を採るものとする。

(総理府令への委任)

第四十五条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、総理府令で定める。

第三章 税法上の特例

第四十六条 市民活動法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成八年法律第

号)第二条第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。と、同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動法人を除く。と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(市民活動法人を含む。と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動法人を除く。と、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十八号)第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とを「みなされているもの(市民活動促進法(平成八年法律第 号)第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。とす

2 市民活動法人は、消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 市民活動法人は、地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定(同法第三十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第四章 罰則

第四十七条 第四十二条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 市民活動法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その市民活動法人の

業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その市民活動法人に対して同条の刑を科する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合においては、市民活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

二 第十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十五条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十八条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠つたとき。

七 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

九 第四十条の規定において準用する民法第七十條第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかつたとき。

十 第四十条の規定において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をし

たとき。
第五十条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 市民活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

3 この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に行われた第十条第一項の認証の申請については、第十二条第二項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「この法律の施行後十月以内」とする。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に並びに市民活動促進法(平成八年法律第 号)第二条第二項に規定する法人を加える。

第五十二条第二項第三号中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に並びに市民活動促進法第二条第二項に規定する法人を加える。

第五十三条第十二項中「公益法人等」の下に

「(市民活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む)」を加える。

第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

十二 市民活動促進法第二条第二項に規定する法人

第二百九十四条第七項、第三百一十二条第三項第三号及び第七百一条の三十四第二項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に並びに市民活動促進法第二条第二項に規定する法人を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

5 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 市民活動促進法(平成八年法律第 号)の施行に関する事務を処理することと(都道府県の事務に属するものを除く)。

第五条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 市民活動促進法に基づき所轄庁としての権限並びに同法の委任に基づき総理府令の制定及び改廃について内閣総理大臣を補佐すること。

別表(第二条関係)

- 一 保健福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の増進を図る活動
- 三 まちづくりの増進を図る活動
- 四 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 地球環境の保全を図る活動
- 六 災害時の救援の活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の増進を図る活動

九 国際協力の活動

十 男女共同参画社会の形成の増進を図る活動

十一 子どもの健全育成を図る活動

理 由

ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与するため、市民活動を行う団体に法人格を付与すること等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

市民活動促進法案(熊代昭彦君外四名提出、第三百三十九回国会衆議院第一八号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、市民活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 市民活動

この法律において「市民活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいうこと。

2 市民活動法人

この法律において「市民活動法人」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、次のいずれにも該当する団体であって、この法律により設立された法人をいうこと。

(一) 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

(1) 社員及び会員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

(2) 報酬を受ける役員及び社員の数が、それぞれ総数の三分の一以下であること。

(二) その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと。

3 所轄庁

市民活動法人の所轄庁は、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事とし、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては、経済企画庁長官とすること。

4 市民活動法人の設立

(一) 市民活動法人を設立しようとする者は、所轄庁の設立の認証を受けなければならないこと。

(二) 所轄庁は、認証の申請が、次の要件を備えていると認めるときは、その設立を認証しなければならないこと。

(1) 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

(2) 当該申請法人が2の団体に該当し、十

人以上の社員を有するものであること。

5 市民活動法人の管理

(一) 市民活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならないこと。

(二) 暴行、脅迫等により罰金の刑に処せられ、二年を経過しない者等は、市民活動法人の役員になることができないこと。

(三) 市民活動法人は、事業報告書、役員名簿等を作成し、事務所に備え置き、利害関係人に閲覧せしめるとともに、その写しを所轄庁に提出し、所轄庁は、これを閲覧させること。

6 市民活動法人の解散及び合併

(一) 市民活動法人は、社員総会の決議、設立の認証の取消し等の事由によって解散すること。

(二) 解散した市民活動法人の残余財産は、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属し、規定がないときは、清算人が、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができること。

(三) 市民活動法人は、他の市民活動法人と合併することができること。

7 市民活動法人の監督

(一) 所轄庁は、市民活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該法人に対し、業務状況等に関し報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、検査をすることができること。

(二) 所轄庁は、市民活動法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く等と

認めるときは、当該法人に対し、改善を命ずることができること。

(二) 所轄庁は、市民活動法人が、改善命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき等は、当該法人の設立の認証を取り消すことができること。

(四) 所轄庁は、市民活動法人が法令に違反した場合において、改善命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の設立の認証を取り消すことができること。

8 税法上の特例

市民活動法人に対する税法上の規定の適用については、人格のない社団等とみなすこと。

9 罰則

改善命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する等所要の罰則を設けること。

10 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 市民活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

別表(一関係)

(一) 保健福祉の増進を図る活動
(二) 社会教育の推進を図る活動

(三) まちづくりの推進を図る活動
(四) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

動

(五) 地球環境の保全を図る活動

(六) 災害時の救援の活動

(七) 地域安全活動

(八) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(九) 国際協力の活動

(十) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

動

(十一) 子どもの健全育成を図る活動

二 議案の修正議決理由

本案は、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動が、今後二十一世紀に向けて果たす役割の重要性にかんがみ、妥当な措置と認めるが、その対象となる活動分野の範囲をより広げること等が適当であると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年六月五日

内閣委員長 伊藤 忠治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

市民活動促進法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 市民活動法人

第一節 通則(第三条・第九条)

第二節 設立(第十条・第十四条)

第三節 管理(第十五条・第三十条)

第四節 解散及び合併(第三十一条・第四十

条)

第五節 監督(第四十一条・第四十三条)

第六節 雑則(第四十四条・第四十五条)

第三章 税法上の特例(第四十六条)

第四章 罰則(第四十七条・第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、市民活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「市民活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「市民活動法人」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員及び会員(社員以外の者で当該団体の行う市民活動に参加するものをいう。第十一條第一項第五号において同じ。)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員
総数の三分の一以下であること。

ハ 社員のうち報酬を受ける者の数が、社員
総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団
体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及
び信者を教化育成することを主たる目的と
するものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこ
れに反対することを主たる目的とするもの
でないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法
律第百号)第三条に規定する公職をいう。
以下同じ)の候補者(当該候補者になろう
とする者を含む)若しくは公職にある者又
は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反
対するものでないこと。

第二章 市民活動法人
第一節 通則

(原則)
第三条 市民活動法人は、特定の個人又は法人そ
の他の団体の利益を目的として、その事業を
行つてはならない。

2 市民活動法人は、これを特定の政党のために
利用してはならない。

(名称の使用制限)
第四条 市民活動法人以外の者は、その名称中
に、「市民活動法人」又はこれに紛らわしい文字
を用いてはならない。

第五条 市民活動法人は、その行う市民活動に係
る事業に支障がない限り、その収益を当該事業
に充てるため、収益を目的とする事業(以下「収
益事業」という。)を行うことができる。

2 収益事業に関する会計は、当該市民活動法人
の行う市民活動に係る事業に関する会計から区
分し、特別の会計として経理しなければならない
い。

(住所)
第六条 市民活動法人の住所は、その主たる事務
所の所在地にあるものとする。

(登記)
第七条 市民活動法人は、政令で定めるところに
より、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事
項は、登記の後でなければ、これをもって第三
者に対抗することができない。

(民法の準用)
第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四
十三条及び第四十四条の規定は、市民活動法人
について準用する。

(所轄庁)
第九条 市民活動法人の所轄庁は、その事務所の
所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 市民活動法人で二以上の都道府県の区域内に
事務所を設置するものにあつては、その所轄庁
は、前項の規定にかかわらず、経済企画庁長官
とする。

第二節 設立
(設立の認証)
第十条 市民活動法人を設立しようとする者は、
総理府令(前条第二項の市民活動法人以外の市
民活動法人に係る場合にあっては、都道府県の

条例。第二十六條第三項を除き、以下同じ。)で
定めるところにより、次に掲げる書類を添付し
た申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受
けなければならない。

一定款
一 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所を記載した
名簿をいう。)

ロ 各役員の就任承諾書及びその住民票
居所を証する書面として総理府令で定めるもの

ハ 各役員について第二十条各号に該当しな
いこと及び第二十一条の規定に違反しない
ことを誓約する書面

二 役員のうち報酬を受ける者の氏名を記載
した書面

三 社員に係る次に掲げる書類
イ 社員のうち十八以上の者の氏名(法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
名称及び代表者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
をいう。)

ロ 社員のうち報酬を受ける者の氏名を記載
した書面

四 第二十条第二項第二号に該当することを誓約
する書面

五 設立趣旨書

六 設立者名簿(設立者の氏名及び住所又は居所を記載し
た名簿をいう。)

七 設立についての意思の決定を証する議事録
の謄本

八 設立当初の財産目録

九 事業年度を設ける場合には、設立当初の事
業年度を記載した書面

十 設立の初年及び翌年(事業年度を設ける場
合には、当初の事業年度及び翌事業年度。次

号において同じ。)の事業計画書
十一 設立の初年及び翌年の収支予算書
十二 経済企画庁長官は、前項の規定による認証を
行おうとするときは、次条第一項第三号の事業
の所管大臣に意見を求めることができる。

3 2
所轄庁は、第一項の認証の申請があつた場合
には、遅滞なく、その旨並びに第一項第一号、
第二号イ、第五号、第十号及び第十一号に掲げ
る書類の記載事項を、申請書を受理した日から
一月間、公告しなければならない。

一 申請のあつた年月日
二 申請に係る市民活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(定款)
第十一条 市民活動法人の定款には、次に掲げる
事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 その行う市民活動の種類及び当該市民活動
に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
五 社員及び会員の資格の得喪に関する事項
六 役員に関する事項

七 会議に関する事項
八 資産に関する事項
九 会計に関する事項

十 収益事業を行う場合には、その種類その他
その収益事業に関する事項
十一 解散に関する事項

十二 定款の変更に関する事項

十三 公告の方法 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。 3 第一項第十一号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、市民活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。	3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。 (成立の時期等) 第十三条 市民活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。 2 市民活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。 (民法の準用) 第十四条 民法第五十一条第一項(法人の設立の時に關する部分に限る。)の規定は、市民活動法人の設立について準用する。 第三節 管理 (役員の数) 第十五条 市民活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。 (理事の代表権) 第十六条 理事は、すべて市民活動法人の業務について、市民活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。 (業務の決定) 第十七条 市民活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。 (監事の職務) 第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。 一 理事の業務執行の状況を監査すること。	二 市民活動法人の財産の状況を監査すること。 三 前二号の規定による監査の結果、市民活動法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。 五 理事の業務執行の状況又は市民活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。 (監事の兼職禁止) 第十九条 監事は、理事又は市民活動法人の職員を兼ねてはならない。 (役員の数) 第二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、市民活動法人の役員になることができない。 一 禁治産者又は準禁治産者 二 破産者で復権を得ないもの 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことによ	り、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 五 第四十三條の規定により設立の認証を取り消された市民活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者 (役員親族等の排除) 第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。 (役員欠員補充) 第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。 (役員の変更等の届出) 第二十三条 市民活動法人は、その役員の氏名又は住所(○は居所)に変更があつたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 2 市民活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十條第一項第二号及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。 (役員任期) 第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
1 国又は地方公共団体 二 民法第三十四条の規定により設立された法人 三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第三条に規定する学校法人 四 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十一条に規定する社会福祉法人 五 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人 (認証の基準等) 第十二条 所轄庁は、第十條第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。 一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 二 当該申請に係る市民活動法人が第二條第二項に規定する団体に該当するものであること。 三 当該申請に係る市民活動法人が十人以上の社員を有するものであること。 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十條第三項の期間を経過した日から三月以内に行わなければならない。	3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。 (成立の時期等) 第十三条 市民活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。 2 市民活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。 (民法の準用) 第十四条 民法第五十一条第一項(法人の設立の時に關する部分に限る。)の規定は、市民活動法人の設立について準用する。 第三節 管理 (役員の数) 第十五条 市民活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。 (理事の代表権) 第十六条 理事は、すべて市民活動法人の業務について、市民活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。 (業務の決定) 第十七条 市民活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。 (監事の職務) 第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。 一 理事の業務執行の状況を監査すること。	二 市民活動法人の財産の状況を監査すること。 三 前二号の規定による監査の結果、市民活動法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。 五 理事の業務執行の状況又は市民活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。 (監事の兼職禁止) 第十九条 監事は、理事又は市民活動法人の職員を兼ねてはならない。 (役員の数) 第二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、市民活動法人の役員になることができない。 一 禁治産者又は準禁治産者 二 破産者で復権を得ないもの 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことによ	り、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 五 第四十三條の規定により設立の認証を取り消された市民活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者 (役員親族等の排除) 第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。 (役員欠員補充) 第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。 (役員の変更等の届出) 第二十三条 市民活動法人は、その役員の氏名又は住所(○は居所)に変更があつたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 2 市民活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十條第一項第二号及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。 (役員任期) 第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更(第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの(所轄庁の変更を伴わないものに限る。))並びに同項第八号及び第十三号に掲げる事項に係るもの(第八項において、軽微な事項に係る定款の変更という。))を除く。は、所轄庁の認証を受けなければならない、その効力を生じない。

4 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条から第十二条までの規定は、第三項の認証について準用する。

6 市民活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成さ

れるまでの間は、第十条第一項第八号に掲げる書類)を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七条 市民活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行われなければならない。

一 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。

二 会計簿は、^{正誤}複式簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明らかに表示したものであること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎年事業年度を設けている場合は、毎事業年度、次条第一項において同じ。継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 市民活動法人は、毎年初めの三月以内に、総理府令で定めるところにより、前年(事業年度を設けている場合は、前事業年度。以下この項において同じ。)の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(次項及び次条において、事業報告書等という。))、役員名

簿(前年において役員であったことがある者全員の氏名及び住所)を記載した名簿をいう。及び当該役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記

載した書面(次項及び次条において、役員名簿等という。))並びに社員名簿(前年において社員であったことがある者全員の氏名及び住所を記載した書面)をいう。及び当該社員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面(次項及び次条において、社員名簿等という。))を作成し、これらを、その年(事業年度を設けている場合は、事業年度。以下この項において同じ。)

の翌年の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 市民活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は、第十条第八号に掲げる書類)を、次条第二項において同じ。、役員名簿

等若しくは社員名簿等又は定款若しくは認証若しくは登記に関する書類(次条において、定款等という。))の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

第二十九条 市民活動法人は、総理府令で定めるところにより、毎年一回、事業報告書等、役員

名簿等、社員名簿等及び定款等(その記載事項に定款並びに当該変更に係る認証及び登記に変更があったものに限る。))の写しを所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等の写し(過去三年間に提出を受けたものに限る。))又は定款等の写しについて閲覧の請求があった場合には、総理府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

(民法の準用)

第三十条 民法第五十四条から第五十七条まで及び第六十条から第六十六までの規定は、市民活動法人の管理について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「所轄庁ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読み替えるものとする。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 市民活動法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 社員総会の決議

二 定款で定めた解散事由の発生

三 目的とする市民活動に係る事業の成功の不能

四 社員の欠亡

五 合併

六 破産

七 第四十三条の規定による設立の認証の取消

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄

庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 市民活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

3 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合に、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第三十二條 解散した市民活動法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認定を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第三十三條 市民活動法人は、他の市民活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四條 市民活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認定を受けなければ、その効力を生じない。

4 市民活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の原本を添付した申請書を、

所轄庁に提出しなければならない。

4 5 第十條から第十二條までの規定は、前項の認定について準用する。

第三十五條 市民活動法人は、前条第三項の認定があったときは、その認定の通知のあった日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べる事ができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 市民活動法人は、前条第二項の認定があったときは、その債権者の通知のあった日から二週間以内に、

述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六條 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、市民活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は〇債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七條 合併により市民活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他市民活動法人の設立に関する事務は、それぞれの市民活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八條 合併後存続する市民活動法人又は合併によって設立した市民活動法人は、合併によって消滅した市民活動法人の一切の権利義務(当該市民活動法人がその行う事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(合併の時期等)

第三十九條 市民活動法人の合併は、合併後存続する市民活動法人又は合併によって設立する市民活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三條第二項の規定は、前項の登記をした場合について準用する。

(民法等の準用)

第四十條 民法第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に關する部分に限る。)、及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十八條から第四百三十七條まで及び第四百三十八條の規定は、市民活動法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替へるものとする。

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一條 所轄庁は、市民活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該市民活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該市民活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による立入検査をさせる場合においては、当該立入検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該市民活動法人の役員その他の当該立入検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者〇に提示させなければならない。この場合において、当該市民活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該市民活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による立入検査をさせる場合においては、当該立入検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該市民活動法人の役員その他の当該立入検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者〇に提示させなければならない。この場合において、当該市民活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二條 所轄庁は、市民活動法人が第十二條第一項第二号又は第三号のいずれかに適合してないことを認めるときは、他の法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該市民活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認定の取消し)

第四十三條 所轄庁は、市民活動法人が、前条の

に規定する要件を欠くに至つたことを認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第四十三條 所轄庁は、市民活動法人が、前条の

に規定する要件を欠くに至つたことを認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第四十三條 所轄庁は、市民活動法人が、前条の

に規定する要件を欠くに至つたことを認めるときは、その認定を取り消すことができる。

命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたつて第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等、社員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、市民活動法人が法令に違反した場合において、前条の命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の命令を経ないでも、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該市民活動法人から請求があつたときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があつた場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該市民活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

第六節 雑則

(所轄庁に対する申出)

第四十四条 何人も、第十条第一項の認証の申請が第十二条第一項第二号若しくは第三号のいずれかに適合していないと認料するとき又は市民活動法人が同項第二号若しくは第三号のいずれかに適合していないと認料するときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する疑いがあると認料するときは、所轄庁に対し、その旨を申し出て、適当な措置

を採るべきことを求めることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置を採るものとする。

(総理府令への委任)

第四十五条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施のための手続その他その執行に必要となる細則は、総理府令で定める。

第三章 税法上の特例

第四十六条 市民活動法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合に同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成八年法律第九号)第二条第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。）」と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動法人を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合に同法第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(市民活動法人を含む。）」と、同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動法人を除く。）」と、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)第六十八条の六の規定を適用する場合に同法中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの(市民活動促進法(平成八年法律第九号)第二条第二項に規定する法人)については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

する。

2 市民活動法人は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 市民活動法人は、地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定(同法第三十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第四章 罰則

第四十七条 第四十二条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 市民活動法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その市民活動法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その市民活動法人に対して同条の刑を科する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合においては、市民活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。
二 第十四条において準用する民法第五十一条第二項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
三 第二十三条第一項の規定に違反して、届

出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十五条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十八条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠つたとき。

七 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

九 第四十条の規定において準用する民法第七十條第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかつたとき。

十 第四十条の規定において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

四十九 第四十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)
二 市民活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

3 この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に行われた第十条第一項の認証の申請についての第十二条第二項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「この法律の施行後^九十月以内」とする。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」、「政治団体」の下に並びに市民活動促進法(平成^九八年法律第

号第二条第二項に規定する法人)を加える。

第五十二條第二項第三号中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」、「政治団体」の下に並びに市民活動促進法第二条第二項に規定する法人を加える。

第五十三條第十二項中「公益法人等」の下に「(市民活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む)」を加える。

第七十二條の五第一項に次の一号を加える。

十二 市民活動促進法第二条第二項に規定する法人

第二百九十四條第七項、第三百一十二條第三項第三号及び第七百一條の三十四第二項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」、「政治団体」の下に並びに市民活動促進法第二条第二項に規定する法人を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

5 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十号の次の一号を加える。

十の二 市民活動促進法(平成^九八年法律第^九号)の施行に関する事務を処理することと(都道府県の事務に属するものを除く)。

第五条第六号の次の一号を加える。

六の二 市民活動促進法に基づき所轄庁としての権限並びに同法の委任に基づき総理府令の制定及び改廃について内閣総理大臣を補佐すること。

別表(第二条関係)

一 保健○福祉の増進を図る活動

二 社会教育の増進を図る活動

三 まちづくりの増進を図る活動

四 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

五 地球環境の保全を図る活動

六 災害時の救援の活動

七 地域安全活動

八 人権の擁護又は平和の増進を図る活動

九 国際協力の活動

十 男女共同参画社会の形成の増進を図る活動

十一 子どもの健全育成を図る活動

十二 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(別紙)

市民活動促進法案に対する附帯決議

市民活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

一 市民活動法人に関し、税制等を含めた見直し等について、その活動の実態等を踏まえつつ、この法律の施行の日から起算して二年以内に検討し結論を得るものとする。

一 民法の公益法人制度その他官利を目的としな

い法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする。